

# 常用漢字表案意見書提出

## 委員会で作成し理事会へ答申

### 常用漢字表案に対する意見書

——文化庁犬丸庁官宛七月二十四日理事長名で提出——

〔1〕 最終答申までの関係方面との歩調と今後の予定について

この「常用漢字表案」が「国語施策の重要性にかんがみ」て中間答申となった配慮には肯けるものがある。については次の事項を強く要望する。

(1) 国語審議会としては、学校教育との関連を最重視され、文部省と積極的な連絡をとるとともに、今回設置された「教育漢字調査研究協力者会議」の議論が有効適切に反映されるよう期待する。

「最終答申」と「教育漢字の制定ならびにその教育的措置」とが、同時に公表されるよう、併合審議を要望する。

なお、「教育漢字」についてもその案をあらかじめ一般に公開して意見を徴すべきであると考ええる。

(2) 人名用の漢字については、字体上の問題も含めて、法務省と十分協議をつくし、常用漢字表と歩調を合わせて公表されるよう要望する。

(3) 国語審議会の今後の審議スケジュールと、最終答申の時期等についても、

あらかじめ公表されるよう要望する。

漢字表の改定は一般社会生活への影響はもとより、出版界に与える影響も極めて甚大である。出版界は従来も、教科書・辞典・学習書・児童書等の出版物を通じて、教育の上でも、また国語施策の普及の上でも重要な役割を果たしてきたが、これらの出版物は少なからぬ編集期間を必要とする。したがって、常用漢字表の制定の趣旨に出版界が適切に対応するためにも、予定や時期の明確化には大きな期待と要望を寄せるものである。

〔2〕 「常用漢字表案」の性格について  
「常用漢字表案」が「一般の社会生活で、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための目安となることを目指したものであり」「制限的なものではない」とした点は、妥当と考ええる。

ただ「ここに言う一般の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象として考えたものである」とあるが、小中学の義務教育

では小学校での学年配当を位置づけていだけである。常用漢字の国民的立場を考える場合、中学・高校教育への配慮も加え、基準となる目安などを用意する必要があるまいか、深く検討を望みたい。

〔3〕 字種選定方針について

字種の選定に当たっては、現代日本語の語彙使用の実態をとらえ、漢字の使用頻度、造語力、基礎的な漢語構成要素で他に言い換えられないものなどを選択基準とすることが望ましい。しかし字種増加の結果、同音・同訓の漢字の使い分けを強いるなど、日本語の表記をいたずらに複雑化せぬよう十分な配慮が必要である。

その意味で、今回加えられた字種の中には基礎的な日本語とは言いかねる官庁用語の類が目につく。(付表を参照)日本語の語彙全体の中で漢字使用の効率を図り、さらに検討されたい。

〔4〕 音訓について

「常用漢字表案」冊子三ページの1から7までの考え方は、抽象的でわかりにくいので、できる限り具体例を付け加える配慮がほしい。

また、追加あるいは削除された音訓については、まとめた一覧表を是非別に添えてほしい。

〔5〕 字体について

字体を文字の骨組みと考え、当用漢字字体表に基づいて現在広く行われている字体は変更しない、デザイン上の差異は問題にしない、との原則は賛成である。「付字体についての解説」は混乱を避ける配慮として適切だが、教育現場の混乱の実態を十分検討し、その結果を積極的に取り入れ、解説を一層充実し、教育面での浸透を計ってほしい。

なお、「常用漢字の画数・部首の新しい基準」および「表外漢字の字体」については何らかの方向や、基準を明示することが望ましい。

また、康熙字典体の活字を適宜括弧に入れて示しているが、変更したものにっいてはすべて入れてほしい。康熙字典体と部首が混ってしまうものについては、なんらかの配慮も必要と思われる。

〔6〕 その他関連事項について

(1) 学校教育の漢字の項で、「当用漢字別表は当然のことながら廃止する」とすべきである。

(2) 人名用の漢字の項は、要望を前述した。

(3) 各種の基準等の項について、漢字の字種音訓の増加削減にともない「異字同訓の漢字の用法」(昭和48・6・8答申の参考資料)と「同音の漢字の書きかえ」(昭和31・7・15国語審議

「会報告」は改廃の必要が生じた。急ぎ検討対象とされたい。

〔7〕 本表について

本表の配列は字音により五十音順にならべてあるが、訓による配列も付加されたい。一般社会での活用を考えた場合、適切で歓迎される措置となろう。

〔8〕 「参考3 当用漢字表等と常用漢字表案との対比(主なもの)」について

(1) 「性格と運用」はそれぞれ独立させ、「試案」のような形が望ましい。ページ数がふえ、重複が多少あつても、「わかりやすい」、「利用しやすい」ことを立て前に改めてほしい。

(2) 振り仮名については、単に「読みにくいと思われるような場合は」だけでなく、次のように改められたい。

振り仮名は、読みにくいと思われるような場合、誤読のおそれのある場合など、必要に応じて用いる。振り仮名の付け方は難読の漢字一字に付けるのではなく、その字を含む語単位とし語構成がわかるように付ける方式が望ましい。

(3) 「新漢字表試案」にあった「(6)各分野で必要に応じて表にない字を使ってもよいと考える」を生かし、そのあとに、

例えば、学校教育に必要な「哺乳類」「爬虫類」などのような術語には、振り仮名を付けることも一つの方法であるろう。

としたい。

〔付表〕

(1) 個々の字種について

「削除したい字」

璽……使用頻度も造語力も高くない。憲法に用いられている漢字を採る意味は理解出来るが、すべてを機械的に採用する必要はない。

曹……「法曹、陸曹」は専門用語の扱いとし、「曹司」は現代語であまり用いない。「曹達(ソーダ)」「重曹(重炭酸素曹達)」は仮名書きが可能である。

屯……「屯所・屯営・屯田兵」などは現代語としては使用率が少ない。「駐屯」は専門用語とし、防衛庁が独自に用いられたい。

嗣……「嗣子・嫡嗣・継嗣・後嗣」など法令文以外は使用頻度が少ない。

陪……「陪乘・陪食・陪臣・陪席」などは古語的である。「陪審(員)」は法令用語として用いられたい。

「残したい字」

翁 婆 且

「加えたい字」

頃

(2) 個々の字体について

個々の字体についての疑問点は次の通りである。

ア、「園・遠」は「袁」であるのに対して「猿」は「袁」となっており、これはデザイン上の差異と考えるべきものか。「還・環」は「冨」である。

イ、「塀」は国字であるのに康熙字典典体の活字として(塀)が示されているのは明らかな誤り。

ウ、「缶」の康熙字典典体として(罐)が示されているが、これは別字であり、不自然である。

(3) 音訓について

ア、「附」は補正資料では削除する字とされていた。「常用漢字表」においては、「付」「付与・交付・給付」のように「あたえる」意味とし、「附」のように「つけくわえる」意味として漢字本来の字義を生かして使い分ける立場をとった。それならば表の中で「つける」「つく」の字訓が「付」にあるのは不自然であり、「附」の字訓とすべきである。あるいはまた「附」を削除すべきではないか。

イ、表に掲げられた漢字の音訓のうち、音便・連濁・連声によって音韻変化を起こしたもので、表の備考欄に示されないものの扱いを明確にして欲しい〔例〕石器(せつき) 安産(あんざん)

ウ、追加したい訓

易 やすい

画 えがく

看 みる

孔 あな

止 やむ

疎 まばら